

運行管理者資格者証の交付申請の手続きと書類

※群馬運輸支局で行っている手続き方法です。他の運輸支局でのお手続きの方は、各運輸支局へお問い合わせ下さい。

◎運行管理の実務経験等で交付申請される方

※（資格要件）運行管理者資格者証の交付申請を行おうとする事業と同種類（貨物、乗用、乗合、貸切、特定）の運行管理の補助者として5年以上の実務経験を有し、かつ、補助者として運行管理業務に従事しながら、運行の管理に関する講習を5回以上受講した方となります。

※運行の管理に関する講習は、自動車事故対策機構の基礎講習及び一般講習になり、上記の運行の管理に関する講習5回以上のうち少なくとも1回は基礎講習の受講が必要となります。

※同一年度（4月から翌年3月）に講習を複数回受講された場合でも1回とみなしません。

※旅客で複数の業態（例：乗合、貸切）を同時に申請する場合は申請する業態が判別できるように申請書等を記載し業態毎に申請書類を用意して下さい。

○交付申請必要書類

①運行管理者資格者証交付申請書

- ・貨物又は旅客、事業別にありますので内容を確認のうえ記入して下さい。

②収入印紙（270円）

- ・交付申請書に270円分の収入印紙を貼付して下さい。

※群馬県証紙での申請は受付できません。

③申請者の氏名及び生年月日を確認できるもの

- ・運転免許証、住民票等の公的機関発行の証明の写し
- ・婚姻等で氏名が変更になった場合は、変更事由が確認できるもの（戸籍個人事項証明等）

④運行管理者等指導講習手帳の写し

- ・氏名及び講習履歴の部分

⑤運行管理に関する実務経験証明書

- ・貨物は1つ、旅客は、乗用、乗合、貸切、特定で別れていますので注意して下さい。

い。

- ・法人格事業所である場合は、代表者印を押印して下さい。

○運行管理者資格者証交付申請及び受取方法

(1) 申請及び受取りが郵送の場合

①申請に必要な書類

- ・記載事項、添付書類に不備が無いことを確認して下さい。

②返信用封筒（A4サイズ書類がそのまま入る大きさのもの）

- ・郵送を希望される住所地、名称等を明記し、切手440円（簡易書留分）を貼付
- ・A4のクリアファイルを同封して頂くと折り曲げが防げます。

③上記①、②を同封し下記<郵送先・お問い合わせ>あて郵送して下さい。

④交付については、郵送にて簡易書留で送ります。

(2) 申請及び受取りが窓口の場合

①申請に必要な書類

- ・記載事項、添付書類に不備が無いことを確認して下さい。

②必要書類を当支局2階の保安窓口に提出して下さい。

③受取り日については、提出時お問い合わせ下さい。

- ・提出日に交付はできませんのでご了承下さい。

(3) 申請が郵送で窓口で受取りの場合

①申請に必要な書類

- ・記載事項、添付書類に不備が無いことを確認して下さい。

②窓口に取りに来られる旨のメモ

③上記①、②を同封し下記<郵送先・お問い合わせ>あて郵送して下さい。

④受取り日については、お手数ですが電話にてお問い合わせ下さい。

(4) 申請が窓口で受取りが郵送の場合

①申請に必要な書類

- ・記載事項、添付書類に不備が無いことを確認して下さい。

②封筒（A4サイズ書類がそのまま入る大きさのもの）

- ・郵送を希望される住所地、名称等を明記し、切手440円（簡易書留分）を貼付
- ・A4のクリアファイルを一緒にお持ち頂くと折り曲げが防げます。

③上記①、②を当支局2階の保安窓口に提出して下さい。

④交付については、郵送にて簡易書留で送ります。

○運行管理者資格者証交付に要する期間

①申請書類等に不備が無く申請を受理してから約2～3週間程度かかります。

※運行管理者試験合格発表日から3ヶ月間は約1ヶ月程度かかります。

②お急ぎの方は、余裕をもった申請をお願いします。

<郵送先・お問合わせ> 〒371-0007
群馬県前橋市上泉町399-1
群馬運輸支局保安担当
TEL 027-263-4422

